

平成27年度
新情報通信費低減化支援事業
公募要領

特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構

平成27年4月1日

平成27年度「新情報通信費低減化支援事業」公募要領

1. 事業の目的

通信回線料金は世界的な競争により年々安くなる傾向にあると言われてはいますが、現実問題として沖縄県内で創業する情報通信産業にとっては、未だ通信費用負担が大きな課題となっており、当面のあいだ情報通信費を軽減し低価格の高速通信回線を利用できる環境を整備することが強く望まれております。

本事業は沖縄を拠点とし、沖縄～本土間の通信回線を利用する企業に対して低価格な通信回線をリセールすることにより、県内産業の振興・集積・活性化、ひいては県内雇用の拡大を図ることを大きな目的とし、沖縄県からの補助を受けて特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構（以下「フロム沖縄」という。）が実施するものです。

2. 支援方法

県内への情報通信産業の誘致と県内情報通信産業の振興・集積を目的として、「新情報通信費低減化支援事業」（以下「本事業」という。）を実施します。

1) 公募の対象企業

沖縄県内で創業または事業を営む情報通信関連企業であって、その事業が県内の雇用および産業の振興・集積に寄与する企業を支援の対象とします。

2) 公募の選定条件

通信回線を利用する企業（以下「利用者」という）につきましては、下記の条件に基づきフロム沖縄が公募申請書等を審査します。

ア. 応募年度から平成28年度の事業期間内で一般の人材を15名以上、または高度な専門知識を有する人材を7名以上の県内新規雇用が見込めること。ただし雇用数は正社員を含む常用労働者とし、パートは含めないものとする。

イ. 高度な専門知識を有する人材の育成、および関連する業種の県内での振興・集積が見込めること。

ウ. 健全な雇用の創出及び継続が見込めること。

3) 契約

ア. 応募企業が選定条件を満足する場合は、フロム沖縄との間で本事業に基づく通信回線の利用に関して基本となる契約を締結します。

イ. 契約期間は契約締結の日から平成29年3月31日までとします。

ウ. 前項に関わらず審査結果通知書の発行日から6ヶ月以内に利用者からの通信回線利用の申込みがない場合、フロム沖縄は審査結果を無効とし利用者と締結した契約を解約致します。

エ. 契約内容は別添のとおりです。

4) 通信回線の利用条件

① 利用形態

ア. 対象となる通信回線種別

フロム沖縄が提供する通信回線の種別は、利用者の行う事業の実施に必要な沖縄～本土間の通信回線、且つ月額固定型の広域イーサネットサービスおよび IP-VPN サービスとし、離島地域等ではエントリー型広域イーサネットサービスの利用も可能とします。(注1)

イ. 通信回線の調達および提供方法

通信回線は、フロム沖縄が電気通信事業者から仕入れ、利用者へリセールします。なお、電気通信事業者の選定については、フロム沖縄が指定します。

ウ. 通信回線の負担および月額使用料

(ア) フロム沖縄から利用者へリセールする通信回線の価格（以下「月額使用料」という）は、仕入れ価格に回線容量ごとに定められた事務手数料を加算した額となります。（※消費税は別途発生します。）

(イ) 通信回線料金以外の費用については、全て利用者の負担となります。なお、主なものは次の通りです。

a) 利用者が通信回線の設置・導入、変更、解約に必要な初期費用および工事費等。

- b) 利用者が電気通信事業者の通信回線利用条件等に反する行為を行ったことにより発生する費用。
- c) 利用者の事業実施状況によりフロム沖縄が利用者の通信回線を縮小または解約した場合に発生する費用。
- d) このほか、通信回線料金以外の費用と判断されるもの。

エ. 支払方法

- (ア) フロム沖縄が毎月発行する請求書にしたがってお支払い下さい。
- (イ) 振り込み手数料は利用者負担とします。

② 通信回線の容量

- ア. 利用者に対しリセールする通信回線容量は、利用者の事業計画を評価しフロム沖縄において決定します。ただし、利用者から規定値を超える通信回線容量の申請がある場合は沖縄県と協議のうえ、リセールする通信回線の容量を決定します。
- イ. 広域イーサネットサービスおよび IP-VPN サービスの利用可能回線容量は、基本回線容量を 200Mbps とし、常用労働者の雇用一人につき 10Mbps を加算して上限値を設定するものとします。
- ウ. エントリー型広域イーサネットサービスは、離島地域での利用に限定するものとします。

※常用労働者とは、正社員および契約社員をいう。

※契約社員とは勤務時間が正社員にほぼ準じ、1年以上の契約期間を定めて雇用される社員をいう。

③ 通信回線の申込み

利用者が通信回線を必要とする場合は所定の利用申込書に必要事項を記入しフロム沖縄へ申込みを行うこととします。

④ 通信回線の変更および解約

利用者が、通信回線の変更を要する場合または通信回線を解約する場合は、所定の変更申込書または解約申込書に必要事項を記入しフロム沖縄へ申込みを行うこととします。

⑤ 利用期間

通信回線の利用期間は利用開始日から平成29年3月31日までです。

5) 事業実施状況報告

利用者は、4半期ごとに事業実施状況報告書をフロム沖縄へ提出してください。(様式は別途指定します)

6) 辞退

利用者は、本事業の利用を必要としなくなった場合は、所定の辞退申請書に必要事項を記入し、フロム沖縄へ申込を行うこととします。

3. 応募方法

(1) 公募申請書の提出

利用者は以下のいずれかの方法でフロム沖縄に公募申請書を提出してください。

①郵便

②持参 (受付時間：平日 9:00～17:00)

※審査結果通知書は申請書受領日から約1月後までに郵送いたします。

(2) 提出書類

公募申請書(様式1)～(様式6)を正1部(クリップ止め)、副3部(ホチキス止め)の計4部を作成し、提出書類2～3と併せて提出してください。

提出書類	申請書類必要数	
	正	副
1. 公募申請書(様式1)～(様式6)	1	3
2. 添付資料 ①他の補助制度や認定を受けていることを証明する書類の写し ②パンフレット等 ③過去(直近)3年間の決算書 ④補足資料	1	—
3. 申請受理票返信用封筒 (※返信先住所、氏名、返信用切手貼付)	1	—

(注意) 提出書類は返却しません。機密保持には十分配慮します。

(3) 書類の書式

①申請書などは、A4サイズ用紙、縦置き・横書きで、日本語により記入してください。また、必要に応じて絵・図表で表してください。

②原則として、ワープロ書きとします。

③文字の大きさは原則として10ポイント以上とします。

なお、本申請に関する各書類のフォーム(Microsoft Word形式)は、以下のサイトからダウンロードすることができます。

URL <http://www.from-okinawa.org/>

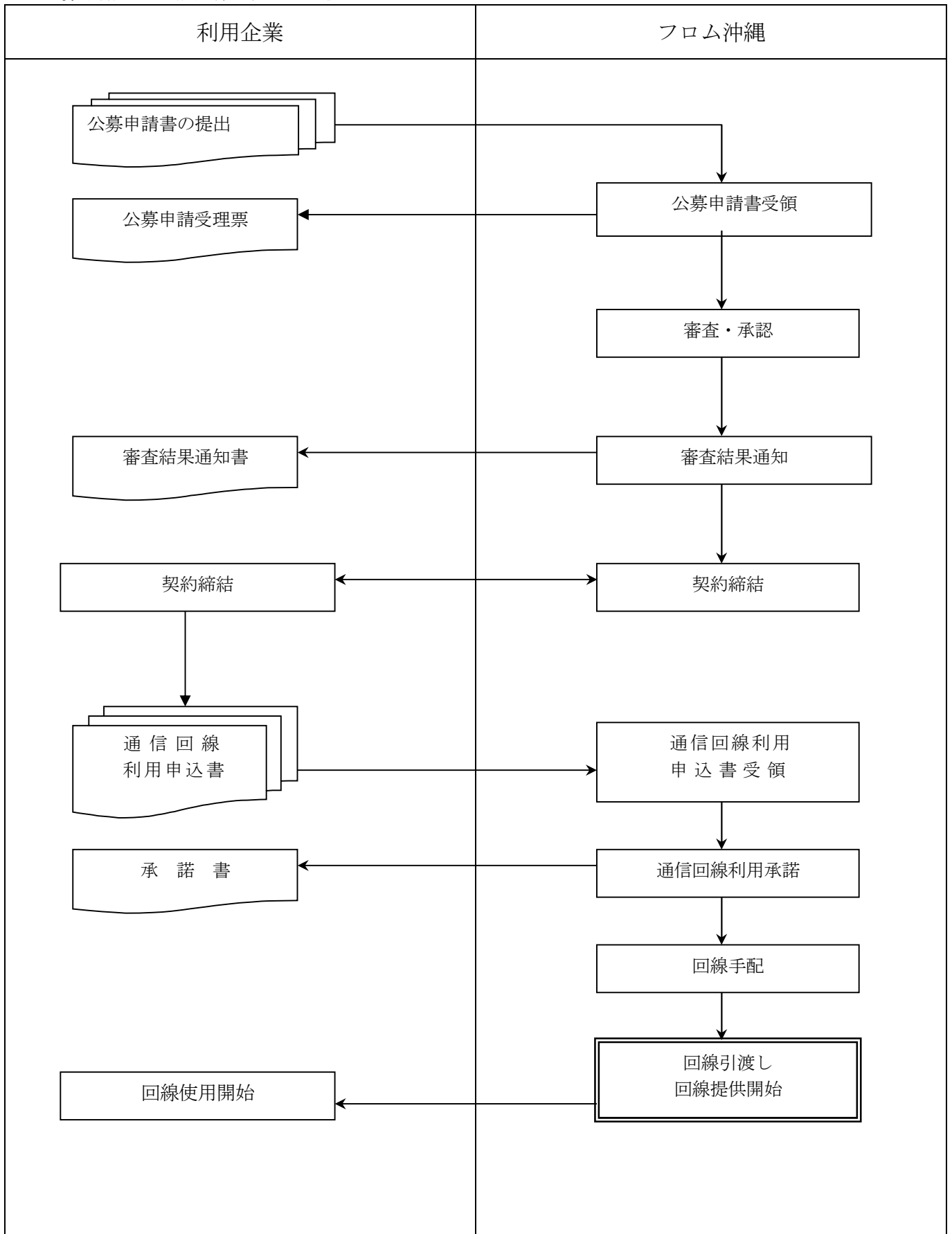
応募に関する問い合わせおよび応募書類の提出先

特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構
「新情報通信費低減化支援事業」事務局宛て
〒901-0152
沖縄県那覇市小禄1831番地1
沖縄産業支援センター5階505号
FAX: 098-859-1832
<http://www.from-okinawa.org/>

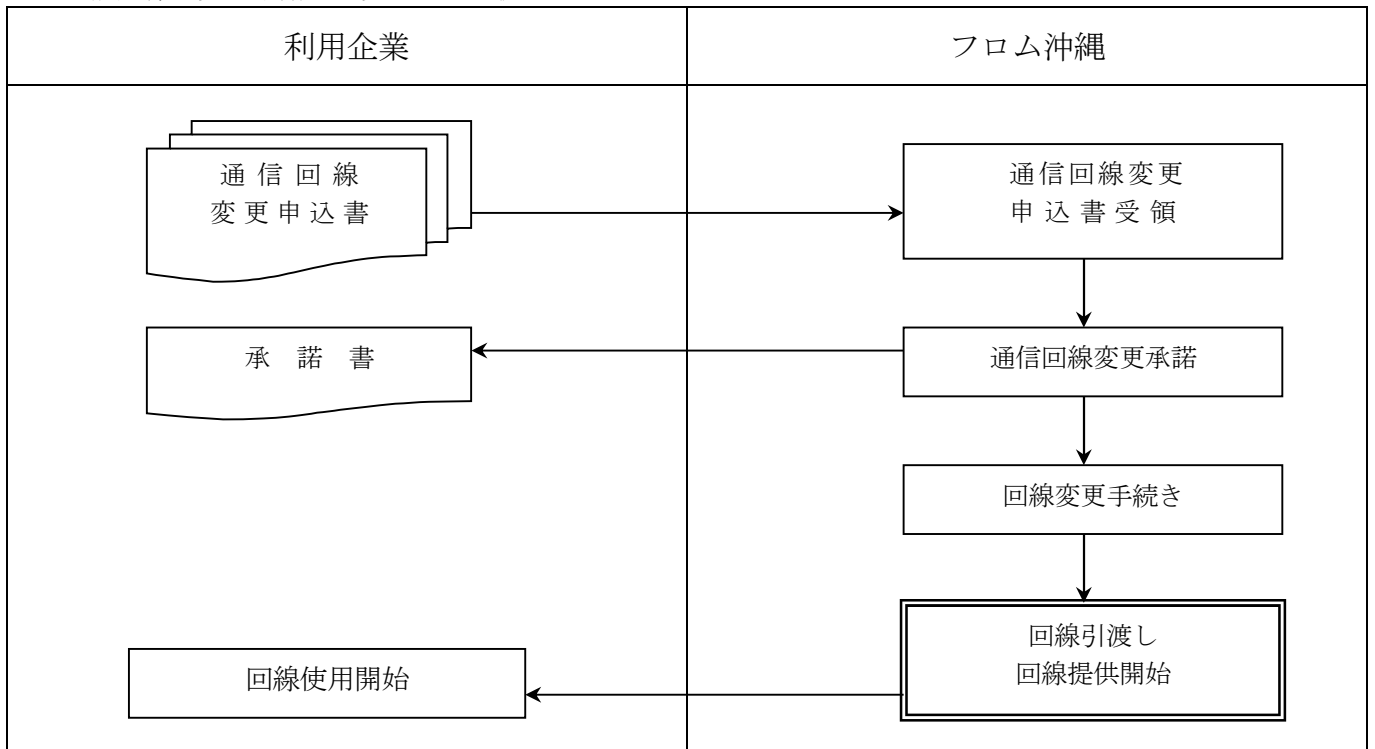
(注意) 応募様式などの請求、お問合せなどは、FAXまたはe-mailを御利用ください。

注1: 通常、TCP通信は距離による遅延およびスループットの低下が生じます。詳しくは事務局までお問合せください。

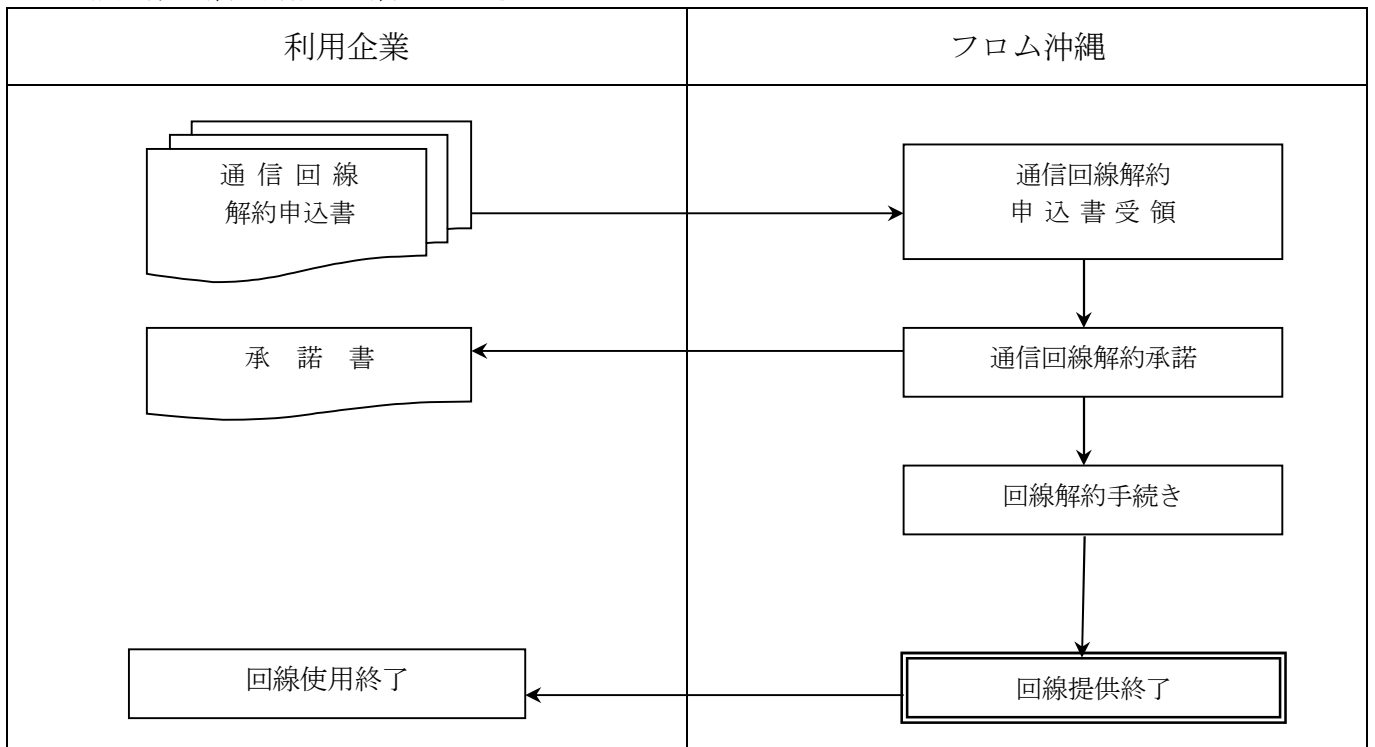
4. 公募申請から通信回線提供までの流れ



5. 通信回線の変更申請から変更までの流れ



6. 通信回線の解約申請から解約までの流れ



7. 辞退申請から辞退までの流れ

